


令和 8 (2026) 年 5 月 21 日 第 8-4 号

⑨ 笠間市創業支援事業をご活用ください

問・申 商工課(内線 510)


市内で創業する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。交付回数は、補助対象者ごとに1回を限度とします。詳しくは下の二次元コードからご確認いただくかお問い合わせください。

1. 創業支援事業

対象者	年度内に店舗の新築または空き店舗など(3か月以上使用されていない店舗など、または建築後1年以上経過している施設)を利用した創業を行う方	 詳しくはこちら
対象業種	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業	
対象経費	(1)新築、改装などの工事費 (2)店舗などの購入費 (3)設備費 (4)備品購入費(当該補助対象事業の実施にのみ活用することが明確である備品に限る)	
交付額	補助率2分の1、上限50万円	
受付期間	令和9年2月26日(金)	

2. 市街地活性化創業支援事業

※申請者は審査会でプレゼンテーションを行っていただきます。

対象者	年度内に店舗の新築または空き店舗など(3か月以上使用されていない店舗など、または建築後1年以上経過している施設)を利用した創業を行う方	 詳しくはこちら
対象区域	笠間市立地適正化計画(令和2年3月策定)に規定する都市機能誘導区域のうち、友部駅周辺地区、笠間駅周辺地区、岩間駅周辺地区	
対象業種	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業	
対象経費	(1)新築、改装などの工事費 (2)店舗などの購入費 (3)設備費 (4)備品購入費(当該補助対象事業の実施にのみ活用することが明確である備品に限る)	
交付額	補助率2分の1、上限300万円	
受付期間	7月17日(金)	

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、
資源物の分別回収を年度中に2回以上行った団体に
5円/kgの奨励金を交付しています。

